

／ 健保と年金 ／

# ほっと便

2023

10

わかやま

かしらげ町 西郷

主な内容

- P2 介護保険料等の特別徴収について Q&A
- P3 令和5年度被扶養者資格の再確認のご案内
- P4 “健康いきいきハイキング”のご案内
- // 新任事務担当者講習会・ボウリング大会の結果報告



## 日本年金機構 からのお知らせ

和歌山東年金事務所 〒640-8541 和歌山市太田三丁目3番9号  
和歌山西年金事務所 〒641-0035 和歌山市関戸二丁目1番43号  
田辺年金事務所 〒646-8555 田辺市朝日ヶ丘24番8号



## 介護保険料等の特別徴収について、 よくある質問にお答えします。



**Q** 年金から介護保険料・国民健康保険料(税)・後期高齢者医療保険料・住民税を特別徴収するのはどうしてですか。



**A** 高齢者のほとんどの方が何らかの公的年金を受け取っていますので、年金から介護保険料・国民健康保険料(税)・後期高齢者医療保険料・住民税の各種保険料(税)を特別徴収することにより、年金受給者の方は個別に各種保険料(税)を金融機関等に納めに行く必要がなくなります。また、市区町村は住民に個別の納付勧奨などを行わなくても各種保険料(税)を収納することができます。

こうしたことから、年金受給者の方や市区町村の負担を軽減する仕組みとして、市区町村からの依頼に基づき、年金から各種保険料(税)の特別徴収が行なわれています。



**Q** 年金から介護保険料・国民健康保険料(税)・後期高齢者医療保険料・住民税を特別徴収されるのはどのような人ですか。



**A** 保険料(税)ごとの対象者は以下のとおりです。なお、年金から各種保険料(税)が特別徴収される方には、市区町村よりお知らせを行っています。

### ● 介護保険料

65歳以上の方のうち、老齢もしくは退職、障害または死亡を支給事由とする年金を受給している方であって、年間の受給額が18万円以上の方。

### ● 国民健康保険料(税)

65歳以上75歳未満の方(後期高齢者医療保険制度の該当者を除く)のうち、老齢もしくは退職、障害または死亡を支給事由とする年金を受給している方であって、年間の受給額が18万円以上の方。

### ● 後期高齢者医療保険料

75歳以上の方もしくは65歳以上75歳未満で後期高齢者医療保険制度に該当する方のうち、老齢もしくは退職、障害または死亡を支給事由とする年金を受給している方であって、年間の受給額が18万円以上の方。

### ● 住民税

65歳以上の方のうち、老齢もしくは退職を支給事由とする年金を受給している方であって、年間の受給額が18万円以上の方。



**Q** 年金から特別徴収される介護保険料・国民健康保険料(税)・後期高齢者医療保険料・住民税の金額はどのようにして決まるのですか。



**A** 年金から特別徴収される介護保険料・国民健康保険料(税)・後期高齢者医療保険料・住民税の各種保険料(税)の金額はお住まいの市区町村が決定しています。例えば、介護保険料の場合、介護保険関係法令に従い、市区町村が行う介護サービスの見込量等に応じて定めることとされています。日本年金機構は市区町村からの依頼に基づき、年金から各種保険料(税)を特別徴収しています。金額の決定について詳しくはお住まいの市区町村の各担当窓口にお問い合わせください。

### ● お問い合わせ先

和歌山東年金事務所 … 073-474-1841 和歌山西年金事務所 … 073-447-1660 田辺年金事務所 … 0739-24-0432

\ 協会けんぽ和歌山支部の加入者・事業主の皆さまへ /

## 令和5年度被扶養者資格の再確認のご案内

協会けんぽでは年に一度、健康保険の被扶養者となっている方が現在もその資格を満たす状態にあるかの確認をしています。被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけでなく、加入者の皆さまの保険料負担軽減にもつながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

### Q. なぜ保険料負担軽減につながるの？

被扶養者の資格を満たしていない方が保険証を利用して医療機関を受診してしまうと、本来負担する必要のない医療費や健康保険給付を協会けんぽが負担、つまり皆さまからいただいた保険料から負担することになります。また、加入者の人数が多いほど、保険者ごとの高齢者医療制度への負担額も多くなるため、被扶養者資格の再確認業務を行っています。



### 確認の対象となる方

令和5年4月1日において **18歳以上** の被扶養者（任意継続の被扶養者は除く）

### 被扶養者状況リストの送付時期

令和5年10月下旬～令和5年11月上旬

### 回答書類の提出期限

令和5年**12月8日**（金）

### 添付書類

以下に該当する場合は、その事実を証明する書類を添付してください。

- 被保険者と別居している被扶養者  
→ 仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類（学生の場合は省略可）
- 海外に在住している被扶養者  
→ 海外特例要件※に該当していることが確認できる書類

※ 送付するご案内に該当する条件や必要な証明書類について記載しています



## 令和4年度被扶養者資格の再確認の実施結果（全国）

昨年度も被扶養者状況リスト等の提出にご協力いただき、ありがとうございました。皆さまのご協力により、保険給付の適正化につながりました。

約**7.8万人**

被扶養者から除かれた方

約**9億円**

前期高齢者納付金の負担軽減額（効果額）



## 『健康いきいきハイキング』を実施します

今年度も健康づくり事業の一環として、『健康いきいきハイキング』を次のとおり実施します。

- 期 日 … 令和5年11月12日(日)小雨決行(警報発令時は中止)、予備日は11月26日(日)
- 行 先 … 河西公園～磯脇八幡神社～森林公園～四国山～つつじヶ丘～磯ノ浦駅(解散)
- 集 合 … 河西公園駐車場にて受付9:00より(加太線西ノ庄駅より南西約700m)
- 日程等 … 開会式(9:30～10:00)、徒歩約11.5km、標高差約230m、約4時間半のコースです。
- 参加費 … 無料(当協会の負担で傷害保険に加入) ※交通費は自己負担

参加申込書及び詳細は当協会HPでご案内していますので、ご確認ください。皆様のご参加をお待ちしております。



## 社会保険新任事務担当者講習会を開催しました！

新しく社会保険事務を担当された方を対象に社会保険制度の基礎知識の向上を目的に講習会を県内4会場で開催しました。

①②は名手亜紀子社会保険労務士、③④は南靖司特定社会保険労務士にご講演をいただきました。

参加されました皆様、ありがとうございました。

①7月4日/打田生涯学習センター(9名)

②7月7日/和歌山ビッグ愛(25名)

③7月11日/新宮商工会議所(5名)

④7月12日/県立情報交流センター

Big・U(18名)

※( )内は参加者



和歌山ビッグ愛の講習会の様子

## 健康づくりボウリング大会を開催しました！

新型コロナウイルスの影響を受け、中止が続いていた『ボウリング大会』を4年ぶりに開催することができました。

今年は個人戦のみとして参加者を募集したところ、7/11新宮会場19名・7/20和歌山会場17名・8/2岩出会場15名が参加され、暑さを吹き飛ばすハイレベルな戦いになりました。

各会場の優勝者及び成績は次のとおりです。

● 坂本成司様(新宮会場:399点)

● 谷口智子様(和歌山会場:373点)

● 藤川智裕様(岩出会場:364点)

参加されました皆様、お疲れ様でした。

※御坊会場は申込者が少なかったため中止とさせていただきます



新宮東宝ボウル7月11日

## 社会保険クイズ

傷病手当金に関するクイズです。

右図10日間で傷病手当金が支給される

日数をA・B・C毎にお答えください。

※以下の条件とします

- ・出 …… 出勤(終日)
- ・休 …… 職務外の病気による休み  
医師等の休業証明あり
- ・日給者 … 報酬(手当含む)の支払いなし

| 10月 | 1日 | 2日 | 3日 | 4日 | 5日 | 6日 | 7日 | 8日 | 9日 | 10日 |
|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|
| A   | 出  | 出  | 休  | 出  | 休  | 休  | 休  | 出  | 休  | 休   |
| B   | 出  | 出  | 休  | 休  | 休  | 休  | 休  | 休  | 出  | 休   |
| C   | 休  | 休  | 出  | 休  | 休  | 休  | 休  | 出  | 出  | 出   |

ご応募は！

ハガキに①答え②氏名③〒と住所④事業所名⑤当協会へのご要望・ご意見等をご記入の上、

令和5年11月30日(木)(当日消印有効)までに下記(発行所)あてご応募ください。

正解者の中から抽選で5名様にも素敵な景品をお送りします。(景品の発送をもって発表にかえさせていただきます。)

ご応募いただいた際の個人情報は、今回のクイズに係る業務に使用させていただいた後、当協会が責任をもって廃棄いたします。

10月号のクイズの答え

正解は **A** → 5、**B** → 3、**C** → 75、**D** → 130 でした。

・被保険者となった者に被扶養者がいる場合や被扶養者の追加、削除、氏名変更等があった際は、事実発生から5日以内に「被扶養者(異動)届」を日本年金機構大阪広域事務センターへ提出します。

・被扶養者の範囲は、日本国内に住所を有している3親等内の親族等で被保険者により主として生計を維持されている75歳未満の方です。

・被扶養者の収入要件は、年間収入130万円未満(60歳以上又は障害者の場合は同180万円未満)かつ同居の場合は被保険者の収入の半分未満、別居の場合は被保険者からの仕送り額未満になります。

・同一世帯の条件として、配偶者、子、孫及び兄弟姉妹、父母、祖父母などの直系尊属は被保険者と同居している必要はありませんが、上記以外の3親等内の親族(伯叔父母、甥姪とその配偶者など)や内縁関係の配偶者の父母及び子は同居していることが必要です。

※海外特例要件等、詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。



## ● 発行所 一般財団法人 和歌山県社会保険協会

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1番2号 和歌山ビッグ愛5F ☎(073)426-1555 FAX(073)426-1565

・ホームページ <http://www.shahokyokai-wakayama.jp/>

・この広報紙は上記ホームページでもご覧いただけます

